

## 1 目標

### 1 目標

社会的な見方・考え方を働かせ、社会的な事象について関心をもち、具体的に考察する活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。(育成を目指す資質、能力)

- (1) 地域や我が国の国土の地理的環境，現代社会の仕組みや働き，地域や我が国の歴史や伝統と文化及び外国の様子について，様々な資料や具体的な活動を通して理解するとともに，情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。(知識及び技能)
- (2) 社会的な事象の特色や相互の関連，意味を多角的に考えたり，自分の生活と結び付けて考えたり，社会への関わり方を選択・判断したりする力，考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。(思考力，判断力，表現力等)
- (3) 社会に主体的に関わろうとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに，多角的な思考や理解を通して，地域社会に対する誇りと愛情，地域社会の一員としての自覚，我が国の国土と歴史に対する愛情，我が国の将来を担う国民としての自覚，世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。(学びに向かう力，人間性等)

### (1) 改訂の要点

- ① 従前の目標の「社会の様子，働きや移り変わりについての関心と理解を一層深め，社会生活に必要な能力と態度」を，「社会的な見方・考え方を働かせ，社会的な事象について関心をもち，具体的にその意味や意義，特色や相互の関連を考察する活動を通して，グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力」と改め，生徒が社会との関わりを意識し，具体的な活動や体験を通して，国家及び社会を形成する一員として生きていくための資質・能力の育成を目指すことを明確にした。

### (2) 目標の構成の改善

- ① 高等部社会科の目標は，中学部との系統性を踏まえて柱書部分と，(1)「知識及び技能」，(2)「思考力，判断力，表現力等」，(3)「学びに向かう力，人間性」の三つの柱に沿った資質・能力に関わる具体的な目標で構成されている。

### (3) 目標の柱書き部分と使用している言葉について

- ① 「社会的な事象」とは，社会における物事や出来事をいう。
- ② 「社会的な見方・考え方」は，中学部社会科，高等部社会科において，社会的な事象の意味や意義，特色や相互の関連を考えたり，社会に見られる課題を把握して，その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする際の「視点や方法（考え方）」であると考えられる。
- ③ 「グローバル化する国際社会」とは，人，もの，資本，情報，技術などが国境を越えて自由に移動したり，組織や企業，国家など様々な集合体の役割が増大したりしていく国際社会を指している。
- ④ 「公民としての資質・能力の基礎」は，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に沿って整理した高等部社会科の目標(1)から(3)までに示す資質・能力の全てが結び付いて育まれるものであると考えられる。

### (4) 各段階の目標について

#### ○ 1 段階

##### (1) 目標

学習の問題を追究・解決する活動を通して，次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

ア 我が国の国土の様子と国民生活，自然環境の特色，先人の業績や優れた文化遺産，社会参加するためのきまり，公共施設の役割と制度，農業や水産業の現状，産業と経済との関わり，外国の様子について，様々な資料や具体的な活動を通して，社会生活との関連を踏まえて理解するとともに，情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。**(知識及び技能)**

イ 社会的事象の特色や相互の関連，意味を多角的に考える力，自分の生活と結び付けて考える力，社会への関わり方を選択・判断する力，考えたことや選択・判断したことを表現する力を養う。

**(思考力，判断力，表現力等)**

ウ 社会に主体的に関わろうとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに，多角的な思考や理解を通して，地域社会に対する誇りと愛情，地域社会の一員としての自覚，我が国の国土に対する愛情，我が国の歴史や伝統を大切に国を愛する心情，我が国の産業の発展を願い我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養う。**(学びに向かう力，人間性等)**

- ① 各段階の目標の「ア」は「知識及び技能」，「イ」は「思考力，判断力，表現力等」，「ウ」は「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理し，教科の目標と段階の目標との関係を明確にした。
- ② 特に2段階では，卒業後の社会生活を踏まえて，主権者として求められる資質・能力を育成する観点から，社会に見られる課題を把握して，その解決に向けて，自分たちの行動や生活の仕方や，これからの社会の発展などよりよい社会の在り方などについて考えることが大切である。

## 2 内容

### (1) 内容の構成

ア 社会参加ときまり	イ 公共施設の役割と制度	ウ 我が国の国土の自然環境と国民生活
エ 産業と生活	オ 我が国の国土の様子と国民生活，歴史	カ 外国の様子

#### 1 段階(2) 内容

ア 社会参加ときまり

(ア) 社会参加するために必要な社会生活に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㉞ 地域の人々と互いに協力することの大切さを理解し，自分の役割や責任を果たすための知識や技能を身に付けること。**(知識及び技能)**

㉟ 社会生活の中で状況を的確に判断し，自分の役割と責任について考え，表現すること。

**(思考力，判断力，表現力等)**

#### 2 段階(2) 内容

ア 社会参加ときまり

(ア) 社会参加するために必要な社会生活に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㉞ 社会の中で互いに協力しながら，社会生活に必要な知識や技能を身に付けること。

㉟ 社会生活の中で状況を的確に判断し，国民としての権利及び義務，それに伴う責任について考え，表現すること。

(イ) 社会生活を営む上で大切な法やきまりに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㉞ 社会の慣習，生活に関係の深い法やきまりを理解すること。

㉟ 社会の慣習，生活に関係の深い法やきまりの意義と自分との関わりについて考え，表現すること。

- ① 「社会参加ときまり」，「公共施設の役割と制度」，「我が国の国土の自然環境と国民生活」の2段階，「我が国の国土の様子と国民生活，歴史」，「産業と生活」の2段階の(イ)，「外国の様子」については，㉞は「知識及び技能」に関わる事項である。㉟は「思考力，判断力，表現力等」に関わる事項である。

- ② 「我が国の国土の自然環境と国民生活」の1段階、「産業と生活」の(ア)については、㉗と㉘が「知識及び技能」も関わる事項である。㉙と㉚が「思考力、判断力、表現力等」に関わる事項である。

## (2) 改訂の要点

### ① ア 社会参加ときまり

1段階は、社会参加に必要な役割や責任を理解し、周囲の人々と互いに協力することの意義を指導する。  
2段階は、社会の中で協力することの意義を理解し、国民としての権利と義務について理解できるよう指導する。さらに、1段階で学習した法についての理解を深め、自分との関わりについて考え、社会の一員として自分がすべきことを考え、表現できるよう指導する。

### ② イ 公共施設と制度

1段階は、生活に関係の深い公共施設や公共物の役割、我が国の政治の仕組みを知り、自分の生活との関連について考えられるよう指導する。  
2段階は、1段階で学習した公共施設や公共物についての理解を深め、地域社会における役割や必要性について考え、国民生活を支える重要な機能があることを表現できるよう指導する。

### ③ ウ 我が国の国土の自然環境と国民生活

「我が国の国土の自然環境と国民生活」は、中学部社会科の「ウ 地域の安全」を発展させた内容である。中学部で学んだ地域防災の範囲を広げ、我が国の自然環境とそれに由来する自然災害への対応、公害の防止に見られる、国土の環境と人々の生活や産業との密接な関連について指導する。

2段階は、1段階の学習を踏まえ、㉗と㉘を関連付けて指導する。

### ④ エ 産業と生活

生産の盛んな地域を具体的に取り上げながら、我が国の食料生産や工業生産の概要や生産を支える人々の工夫や努力を理解し、それらが国民生活の安定と向上につながっていることを指導する。

1段階は、我が国の食糧生産の概要と人々の努力、国民生活と食糧生産のつながりを指導する。

2段階は、我が国の工業生産の概要と人々の努力、国民生活と工業生産のつながりを指導する。また、情報や情報通信技術の活用と産業や国民生活の向上について指導する。

### ⑤ オ 「我が国の国土の様子と国民生活、歴史」

中学部の「我が国の地理や歴史」に関連するものである。従前の「地域の様子や社会の変化」から、伝統や文化に関する教育を充実する観点から、「我が国の国土の様子と国民生活、歴史」と改めた。我が国の国土に関する地理的な事象、歴史や伝統と文化、それらと社会生活との関連について、具体的な活動を通して知り、考えられるように指導する。

2段階は、我が国の国土の様子や世の中の変化について考えられるように指導する。

### ⑥ カ 「外国の様子」

従前の「外国の様子」の内容を引き継いでいる。中学部2段階で、日本と他の国との大まかな違いについて学習してきたこととの連続性をもって、日本と他の国との文化や習慣の違いについて理解し、尊重し合うことができるように指導する。(ア)の㉗の「異なる文化や習慣を尊重し合うこと」とは、外国の文化や習慣を背景とした人々の生活の様子には違いがあること、その違いがその国の文化や習慣を特徴付けていることなどに触れ、異なる文化や習慣を尊重し合うことの大切さを理解することである。

2段階は、世界の中で日本が果たしている役割について考えられるように指導する。

## 3 指導計画の作成と内容の取扱いについて

### (1) 指導計画作成上の配慮事項

- ① 指導に当たっては、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。
- ② 主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めるこ

とが求められる。

- ③ 特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

## (2) 内容の取扱いと指導上の配慮事項

- ① 内容の取扱いについては、従前の「生徒にとって生活に即した分かりやすいものとなるようにできるだけ具体的な内容を取り上げて、指導する必要がある。」ことは引き続き踏襲するが、目標の達成に向けて、新たに内容を選択・実施する際の配慮事項などを示している。
- ② アの「観察や見学、聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習」では、知的障害のある生徒の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことから、实际的・具体的な内容の指導が必要である。
- ③ イの(ウ)は、小学部生活科の「ケ きまり」や中学部社会科の「ア 社会参加ときまり」で取り上げた身近な生活の中でのきまりやきまりの意義を想起し、社会の中で法やきまりを順守することが、秩序ある円滑な社会生活を送るために必要であることを具体的に指導することが大切である。
- ④ イの(エ)は、公職選挙法の改正に伴い、18歳から選挙権を行使できることを踏まえ、選挙は国民の代表者を選出する大切な仕組みであること、国民は代表者を選出するため、選挙権を行使する必要があること、自身の考えで投票をしてよいことなど具体的に指導することが大切である。
- ⑤ イの(カ)の「食料生産」については、食料生産の盛んな地域の具体的事例を通して調べるようにする。その際、国民の主食を確保する上で重要な役割を果たしている「稲作」については必ず取り上げる。また、国民の食生活と関わりの深い「野菜、果物、畜産物、水産物など」については、それらの中から一つを選択して取り上げるようにする。「工業生産」については、工業の盛んな地域の具体的事例を通して調べるようにする。具体的事例については、「金属工業、機械工業、化学工業、食料品工業など」の中から一つを選択して取り上げるようにする。
- ⑥ イの(ケ)は、各段階の指導において、社会的事象について多面的に考えたり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることのできる生徒の育成を目指す際の留意点を示したものである。社会科が学習の対象にしている社会的事象の捉え方は、それを捉える観点や立場によって異なることから、これらについて、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げた場合、ともすると恣意的な考えや判断に陥る恐れがある。とりわけ、「多様な見解のある事柄、未確定な事柄」については、一つの意見が絶対的に正しく、他の意見は誤りであると断定することは困難であり、社会科では学習問題の解決に向けて、一つの結論を出すこと以上に話し合いの過程が大切であることを踏まえ、取り上げる教材が一面的であったり一面的であったりすることのないよう留意して指導することにより、生徒が多角的に考えたり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりできるようにする。
- ⑦ 諸資料を補助教材として使用することを検討する際には、その内容及び取扱いに関して、① 教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること、その使用される学年の児童生徒の心身の発達段階に即していること、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないことに十分留意すること。